## 令和5年第2回神奈川県議会定例会

建設・企業常任委員会附属資料

(令和5年6月27日付託分)

県 土 整 備 局

## 目 次

					~-	ージ
1	事務処理の特例に関す	-る条例	新旧対照表	【県土整備局関係】	 	1
2	神奈川県手数料条例	新旧対照	照表【県土整(	備局関係】・・・・・・	 . ;	3

1 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)新旧対照表【県土整備局関係】

改正			現行			
第1条~第3条 (略)			第1条~第3条 (略)			
別表(第3条関係)			別表 (第3条関係)			
1~136 (略)	(略)		1~136	(略)	(略)	
137 宅地造成等規制法の一部	(略)	-	137		(略)	
を改正する法律附則第2条第						
1項及び第2項の規定により						
なお従前の例によることとさ						
れる宅地造成工事規制区域の			•			
区域内における宅地造成に関			•			
する工事等の規制並びに同条						
第3項の規定によりなお従前			•			
の例によることとされる造成			•			
宅地防災区域の指定の効力及						
び解除並びに造成宅地防災区						
域内における災害の防止のた						
めの措置に係る同法による改						
正前の宅地造成等規制法(以				宅地造成等規制法(以		
下この項において「法」とい				項において「法」とい		
う。)並びに宅地造成等規制			・ う。)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
法施行規則及び畜舎等の建築			, , ,			
等及び利用の特例に関する法						
律施行規則の一部を改正する						
省令(令和5年農林水産省・						
国土交通省令第3号)による						
改正前の宅地造成等規制法施			及	び宅地造成等規制法施		
行規則(昭和37年建設省令第				(昭和37年建設省令第		
3号。以下この項において「				以下この項において「		
省令」という。) 並びに法及				という。) 並びに法及		
び省令の施行のための規則に				の施行のための規則に		
基づく次の事務			基づく	次の事務		
(1)・(2) (略)			(1) • (2)	(略)		
138~156の6 (略)	(略)		138~156	の6 (略)	(略)	
157 租税特別措置法施行令(	(略)	-	157 租利		(略)	
以下この項において「政令」			以下こ	の項において「政令」		
という。)及び政令の施行の			という	。)及び政令の施行の		
ための規則に基づく次の事務				規則に基づく次の事務		
(削除)				令第20条の2第14項の		
				により、土地等を譲渡		
			した	場合の長期譲渡所得の		
			課税	の特例に関して、中高		
			層の	耐火建築物の建築をす		
			るこ	とを目的とする事業が		

改正		現行		
<u>(1)</u> ・ <u>(2)</u> (略) (削除)		<ul> <li>、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</li> <li>(2)・(3) (略)</li> <li>(4) 政令第38条の4第24項の規定により、土地の譲渡等がある場合の特別税率に関して、中高層の耐火建築物の建築をすることを目的と</li> </ul>		
(3) (1)及び(2) に掲げるも ののほか政令の施行に係る 事務のうち、規則に基づく 事務で別に規則で定めるも の		<ul> <li>か建業をすることを目的とする事業が、同項に規定する要件を満たすものであることを認定すること。</li> <li>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか政令の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</li> </ul>		
158~160 (略)	(略)	158~160 (略)	(略)	

2 神奈川県手数料条例(平成12年神奈川県条例第2号)新旧対照表【県土整備局関係】

改正	現行				
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)				
$1 \sim 7$ (略)	$1 \sim 7$ (略)				
8 県土整備局関係	8 県土整備局関係				
手数料徴収に「手数料」	手数料徴収に「手数料 金額				
係る事務の名称	係る事務の名称の名称				
1~11 (略)	1~11 (略)				
12 削除	12 租税特別 特定の 3万1,000円				
	措置法施行 民間再				
	今第20条の   開発事				
	2 第14項又 業認定				
	は第38条の 申請手				
	4 第24項の 数料				
	規定に基づ				
	く要件に該				
	当する事業				
	<u>であること</u>				
	<u>についての</u>				
	認定の申請				
	に対する審				
13~66 (略)	13~66 (略)				
9~11 (略)	9~11 (略)				